

東海大学医学部看護学科編集委員会規定

第Ⅰ章 総則

(名称)

第1条 委員会は、東海大学医学部看護学科編集委員会と呼ぶ。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、委員によって構成されるものとする。

2. 委員長は企画戦略会議にて選任された医学部看護学科のものがあたる。
3. 委員会は委員長を含め3名とする。
4. 委員は役割を考慮して委員長の推薦によって選出される

第Ⅱ章 目的

(目的)

第3条 委員会は、東海大学医学部看護学科に係わる次の事項を審議しその実務にあたる。

2. 「東海大学看護研究」誌の企画、編集、発行の基本方針に関すること
3. 査読委員の選出
4. システム管理業者およびホームページ管理業者との調整
5. 掲載原稿の受付、決定、刊行
6. 投稿者からの疑義・不服への対応
7. 投稿状況に関する情報開示

第Ⅲ章 委員

(構成員)

第4条 委員会の委員は、以下の役割を分担する。

2. 編集委員は編集委員会の決定と編集委員長の統括のもとに、学会誌の編集ならびに刊行に必要な役割を負う
3. 査読委員は所定の手続きにしたがって審査を行い、指定された期限までに編集委員長に審査報告書を提出する。

第Ⅳ章 補足

(報告)

第5条 会議での決定事項は、速やかに企画戦略会議内で共有する。

(承認)

第6条 委員会での検討事項については、医学部看護学科教授会にその内容を報告し、承認を受けなければならない。

(保存)

第7条 会議の議事録および資料は、委員会として保存しなければならない。

付則

1. この規定は、2023年4月1日から施行する。
2. 本規程に基づく査読審査の手続きは、編集委員会が別途定める投稿要項、査読ガイドラインに従って実施されるものとする。